

令和 8 年度

精華町保育の利用・申込のしおり



精華町 健康福祉環境部 子育て支援課
(役場庁舎 2 階)

〒619-0285 (個別番号)

精華町大字南稲八妻小字北尻70番地

T E L 0774-95-1917

F A X 0774-95-3974

E-mail kodomo@town.seika.lg.jp

<目次>

- 1 保育・事業の種類（p. 1）
- 2 教育・保育給付認定の概要（p. 1～2）
- 3 教育・保育給付認定の申請・保育利用希望の申込（p. 3～5）
- 4 利用調整について（p. 6）
- 5 精華町の保育利用の優先度判定基準（p. 7～8）
- 6 利用者負担額（保育料）について（p. 9～11）
- 7 保育・事業の開所時間及び保育内容について（p. 12～13）
- 8 こんなときは必ず申請してください（p. 14）
- 9 保育・事業の利用に関するQ&A（p. 15）
- 10 保育・事業の概要（p. 16～27）
- 11 各種事業・子育て支援（p. 28～32）

《令和8年度 保育所入所年齢表》

クラス	生年月日	入所最長期限 (小学校入学前)
0歳児	令和 7年4月2日～	令和14年3月31日
1歳児	令和 6年4月2日～令和 7年4月1日	令和13年3月31日
2歳児	令和 5年4月2日～令和 6年4月1日	令和12年3月31日
3歳児	令和 4年4月2日～令和 5年4月1日	令和11年3月31日
4歳児	令和 3年4月2日～令和 4年4月1日	令和10年3月31日
5歳児	令和 2年4月2日～令和 3年4月1日	令和 9年3月31日

※クラスの歳児は、令和8年4月1日時点での年齢です。申込時点で上記のクラス年齢に達していても、入所は4月1日時点での年齢のクラスになります。

※0歳児クラスについては、入所月の1日にその月齢に達している児童が対象です。

※入所できるのは、満6か月以上の児童から就学前の児童です。

1 保育施設・事業の種類

(1) 保育所

0～5歳児を対象とし、就労や病気等の理由により、日中に家庭で保育できない保護者に代わって児童を保育する施設

(2) 小規模保育事業（地域型保育事業）

0～2歳児を対象とし、定員6～19名までの比較的小規模な環境で保育を行う施設

2 教育・保育給付認定の概要

(1) 認定区分と対象となる施設

平成27年4月から始まった子ども・子育て支援新制度により、教育・保育施設等の利用を希望する場合は、教育・保育給付認定の申請が必要となりました。教育・保育給付認定は、教育・保育施設等を利用する際に、教育・保育の必要性を確認するために行う手続きで、1号から3号までの認定区分があります。教育・保育給付認定の申請は、保育施設・事業所の利用申込と同時に行うことができます。

認定区分	年齢	対象施設	申込
1号認定 (教育認定)	満3歳以上	・幼稚園 ・認定こども園の幼稚園部分	各施設へ直接お申し込みください。
2号認定 (保育認定)		・保育所	この案内に沿ってお申し込みください。
		・認定こども園の保育園部分	この案内に沿ってお申し込みください。
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	・保育所 ・小規模保育施設	この案内に沿ってお申し込みください。
		・認定こども園 ・事業所内保育施設	この案内に沿ってお申し込みください。

※3歳到達による3号認定から2号認定への切替えは、手続き不要です。

(2) 保育必要量の考え方

保育を必要とする場合は、保育の必要性和わせて保育必要量（保育時間）及び保育を必要とする期間を認定します。保育所を利用できる時間は、保護者の保育を必要とする理由や就労時間等により、2つの区分を設定しています。

保育短時間認定	通常保育時間の利用が可能 ※最長8時間までの利用となります。（P12参照）
保育標準時間認定	通常・時間外・延長保育時間の利用が可能 ※最長12時間のうち、原則として施設長により必要と認められた時間の利用となります。（P12参照）

※利用者負担額（保育料）は、保育短時間と保育標準時間で異なります。

※時間外・延長保育の利用を希望する場合は、保育所等に入所後、別途、申請が必要です。

(3) 保育を必要とする事由と保育必要量

教育・保育給付認定は、保育が必要な事由に応じて、教育・保育給付認定の期間と保育必要量も認定されます。教育・保育給付認定の期間が終了する前に手続きを行い、保育を必要とする事由に再度該当すれば、継続して保育施設・事業を利用できます。

保育施設・事業の利用調整は主たる事由で行いますが、保育必要量は複数の事由を考慮し判定するので、複数の事由を合わせて保育標準時間となる場合は、教育・保育給付認定申請書に正確に記入してください。（事由については証明書の添付が必要です。）

保育を必要とする事由	教育・保育給付認定の有効期間	保育必要量（※2）
就労（※1） （自営業・内職含む）	小学校就学前まで（※4）	標準時間／短時間
妊娠・出産	出産予定日の産前・産後各8週間 （※3）	標準時間
疾病・障害	小学校就学前まで（※4）	短時間
同居又は長期入院等をしている親族の 介護・看護		短時間
災害復旧		標準時間
求職活動 （起業準備を含む）	60日間	短時間
就学 （職業訓練を含む）	卒業（終了） 予定日の月末まで	標準時間／短時間
虐待・DV	小学校就学前まで（※4）	標準時間
育児休業 既に保育施設を利用している児童のみ	育児休業終了月の月末まで	短時間
その他	精華町が認める期間	標準時間／短時間

※1 就労していても、月を単位とした就労時間が60時間以上労働することを常態としていない場合は、保育を必要とする事由に該当しません。

※2 月を単位とした就労（就学）時間が120時間以上であれば、原則として保育標準時間認定、120時間未満であれば原則として保育短時間認定として認定することとしています。保護者のどちらかが保育短時間の場合は、保育短時間として認定することとしています。

※3 出産予定日の産前・産後各8週間には、産前8週目の日の属する月の1日から、産後8週間目に属する月の末日までの期間が該当します。

※4 3号認定を受けた場合、認定の有効期間については、上記の表で「小学校就学前まで」とあるものが「満3歳になる前々日まで」になります。3歳到達による3号認定から2号認定への切替えは、手続き不要です。

育児休業取得期間中は、新たに保育の利用を申し込む方は、保育を必要とする事由には該当しません。育児休業から復帰予定で、保育を必要とする事由が就労になる方は申し込みできます。ならし保育終了後には復帰していただき、復帰したことを確認するために育児休業復帰日が記入された就労証明書の提出が必要です。

3 教育・保育給付認定の申請・保育利用希望の申込

保育施設・事業の利用を希望する方は、教育・保育給付認定の申請に加え、保育利用希望の手続きを行っていただく必要がありますので、必要書類を揃えて精華町子育て支援課に提出してください。受付期間は、保育施設・事業の入所希望月により異なります。

(1) 対象

原則として、児童及び保護者が精華町に住所を有する世帯を対象とします。町外から転入予定の場合も申込みは可能ですが、利用開始（希望）月の前月末までに精華町への住民票の異動が必要です。

(2) 申込受付期間

年度途中からの保育利用申込は、受入枠があれば、毎月受け入れします。

保育の利用は、毎月1日から開始します。

ア 4月入所 精華町役場子育て支援課での受付時間： 9時から11時30分
13時から16時30分

一次募集

受付期間：令和7年12月8日（月）から令和7年12月12日（金）まで

受付場所：精華町役場子育て支援課及び各保育所

※ただし、保育所での受付は次の日程で各日14時～15時に限ります。

- ・こまだ保育所 12月 8日（月）
- ・ひかりだい保育所 12月 9日（火）
- ・せいかだい保育所 12月10日（水）
- ・いけたに保育所 12月11日（木）
- ・ほうその保育所 12月12日（金）

二次募集

受付期間：令和8年1月5日（月）から令和8年2月27日（金）まで

受付場所：精華町役場子育て支援課

イ 5月以降入所（受付時間9時から11時30分、13時から16時30分）

入所希望月	受付期間	入所希望月	受付期間
令和8年 4月	上記参照	令和8年10月	令和8年7月1日 ～令和8年8月31日
令和8年 5月	令和8年2月2日 ～令和8年3月31日	令和8年11月	令和8年8月3日 ～令和8年9月30日
令和8年 6月	令和8年3月2日 ～令和8年4月30日	令和8年12月	令和8年9月1日 ～令和8年10月30日
令和8年 7月	令和8年4月1日 ～令和8年5月29日	令和9年 1月	令和8年10月1日 ～令和8年11月30日
令和8年 8月	令和8年5月1日 ～令和8年6月30日	令和9年 2月	令和8年10月1日 ～令和8年11月30日
令和8年 9月	令和8年6月1日 ～令和8年7月31日	令和9年 3月	令和8年10月1日 ～令和8年11月30日

(3) 教育・保育給付認定及び入所申込に必要な書類

提出いただいた各書類は、教育・保育給付認定、入所申込及び利用者負担額（保育料）の決定並びに徴収に関する事務以外の目的には使用しません。なお、虚偽の記載や不正な書類の提出があった場合は、教育・保育給付認定の取消、入所保留又は保育の利用解除を行います。

必須書類

(教育・保育給付認定)

- ア 教育・保育給付認定（変更）申請書
- イ 保育を必要とする事由に応じた添付書類（5 ページ参照）

※保育利用の優先度を判定するため、該当する事由が複数ある場合は、それに応じた書類を全て提出してください。

(入所申込)

- ウ 保育所入所申込書（児童台帳）
- エ 保育所等入所申込時調査票 1
- オ 保育所等入所申込時調査票 2
- カ 個人情報確認同意書・誓約書
- キ 個人番号（マイナンバー）記入用紙

※ 受付時に、身元確認及び番号確認を行います。

＜本人が申請する場合＞

次の①～③のいずれかをご提示ください。

- ①「個人番号（マイナンバー）カード」
- ②「通知カード」と「運転免許証等の本人確認できる証明書（顔写真あり）」
- ③「通知カード」と「健康保険証や年金手帳等の本人確認できる証明書（顔写真なし）を2つ」

＜代理人が提出する場合＞

次の書類をご提示ください。

- ・委任状
- ・代理人の本人確認ができるもの（上記①～③のいずれか）

※書類は児童ごとに1部提出してください。（必要に応じてコピー可）

保育を必要とする事由に応じた添付書類

保育を必要とする事由	添 付 書 類
就労（２ページ ※１） （自営業・内職含む）	就労証明書、自営業証明書、農業従事証明書等 ※自営業証明書には仕事の内容が確認できる書類の写しを添付ください（営業許可証、開業届、登記事項証明書、確定申告書、領収書等）。
妊娠・出産	母子健康手帳（写）若しくは出産証明書
疾病・障害	診断書 ※療育手帳（写）、障害者手帳（写）をお持ちの方は添付ください。
同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護	診断書及び申立書 ※療育手帳（写）、障害者手帳（写）、介護保険被保険者証（写）をお持ちの方は添付ください。
災害復旧	罹災証明書（町指定様式はありません）
求職活動 （起業準備を含む）	誓約書（就労用）及び求職活動を行っている旨の証明書
就学 （職業訓練を含む）	在学証明書及び時間割表
虐待・DV	配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書

該当者のみ必要な書類

ア 保育施設・事業での勤務に係る資格をお持ちの方

→資格職であることを証する書類の写し（調整指数に影響します）

（保育士証、保健師免許証、看護師免許証、管理栄養士免許証、栄養士免許証、調理師免許証、等）

イ 医療的ケアが必要な児童の場合

→医療的ケア内定通知書

※医療的ケアが必要な児童について入所申込をする場合は、事前に入所相談が必要です。子育て支援課にお問い合わせください。

4 利用調整について

(1) 保育利用の優先度判定について

利用者ごとに保育の必要度について指数設定（優先順位づけ）を行い、施設・事業ごとに申請者の指数と利用希望順位を踏まえ、施設・事業ごとに申請者の指数が高い方から順に利用調整を行います。

基本指数と調整指数の合計指数を児童の指数として、合計指数が高い児童から順に、施設・事業ごとに利用調整を行います。なお、優先度判定については、締切日までに提出された資料で判定を行いますのでご注意ください。申込の先着順や抽選によって利用調整することはありません。

また、事前のお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

優先度判定基準については、7、8 ページをご覧ください。

(2) 利用調整結果のお知らせ

ア 通知日

4月の一次募集分の利用調整結果については、2月の下旬に通知予定です。

5月以降の利用調整結果は、入所希望月の前月の中旬に通知予定です。

保育の利用が決定となった場合は、説明会や入所前健診の案内を同封します。

イ 入所の取下げ・辞退

・入所決定前に申込を取りやめる場合

速やかに子育て支援課にご連絡のうえ、「保育所入所申込取下げ届」を提出ください。

・入所決定後に辞退する場合

利用開始日の前月末日までに速やかに子育て支援課にご連絡のうえ、「保育所入所辞退届」を提出ください。

ウ 入所保留

- ・保育の必要性があると認定され、教育・保育給付認定通知書が交付されても、施設の定員等により入所保留となる場合があります。
- ・利用調整の結果、入所できなかった場合は、自動的に翌月以降の利用調整の対象になります。申請の有効期間は令和9年3月まで有効とし、令和9年4月以降に保育所等の利用を希望する場合は、改めて申請が必要になります。

(3) 広域入所について

該当の市町村と調整する必要がありますので、子育て支援課まで事前にご相談ください。

5 精華町の保育利用の優先度判定基準

(A) 基本指数…複数の要件に該当する場合は、最も指数が高い認定事由を適用

番号	保育必要量の 認定事由	基準	指数	父	母
1	就労 (※1)	週40時間以上(月160時間以上)	40		
2		週35時間以上40時間未満(月140時間以上)	35		
3		週30時間以上35時間未満(月120時間以上)	30		
4		週25時間以上30時間未満(月100時間以上)	25		
5		週20時間以上25時間未満(月80時間以上)	20		
6		就労している(上記以外)	15		
7	妊娠・出産	産前産後各8週間(概ね2か月)の期間である	20		
8	疾病・障害	入院又はそれと同等程度の治療や安静を要する	40		
9		介護保険施設、障害者施設に入所している	40		
10		寝たきりである	40		
11		要介護3以上又は障害支援区分4以上の判定を受けている	40		
12		要支援2、要介護1・2又は障害支援区分2・3の判定を受けている	35		
13		要支援1又は障害支援区分1の判定を受けている	25		
14		身体障害者手帳1・2級の交付を受けている	40		
15		身体障害者手帳3級の交付を受けている	35		
16		身体障害者手帳4級の交付を受けている	25		
17		身体障害者手帳5・6級の交付を受けている	20		
18		療育手帳A判定の交付を受けている	40		
19		療育手帳B判定の交付を受けている	35		
20		精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている	40		
21		精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている	35		
22		精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている	25		
23		障害又は傷病により、保育困難である(上記以外)	15		
24	介護・看護	要介護3以上又は障害支援区分4以上の親族を介護又は看護している	35		
25		要支援2、要介護1・2又は障害支援区分2・3の親族を介護又は看護している	20		
26		身体障害者手帳1・2級の交付を受けている親族を介護又は看護している	35		
27		身体障害者手帳3級の交付を受けている親族を介護又は看護している	20		
28		療育手帳A判定の交付を受けている親族を介護又は看護している	35		
29		療育手帳B判定の交付を受けている親族を介護又は看護している	20		
30		精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている親族を介護又は看護している	35		
31		精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている親族を介護又は看護している	20		
32		介護・看護をしている(上記以外)	10		
33	災害復旧	災害復旧に当たっている	50		
34	求職活動	求職活動中、起業準備中(インターン含む)	5		
35	就学・職業訓練	週40時間以上(月160時間以上)	35		
36		週35時間以上40時間未満(月140時間以上)	30		
37		週30時間以上35時間未満(月120時間以上)	25		
38		週25時間以上30時間未満(月100時間以上)	20		
39		週20時間以上25時間未満(月80時間以上)	15		
40		就学・職業訓練をしている(上記以外)(内定含む)	10		
41	その他(※2)	虐待又はDVのおそれがあるなど、社会的養護が必要であると認められる	※3		

(A) 基本指数

※1 就労時間には休憩時間を含む

※2 当該児童や世帯の状況に応じて保育の必要性を判断する
社会的養護が必要な場合として、里親委託が行われている場合を含む

※3 当該事項については、最優先で調整を行う。

2023.11

(B) 調整指数…該当するものを全て合計

番号	項目	内容	指数	世帯
1	保護者の就労状況 (※1)	保護者のいずれかが保育士資格を有し精華町内の保育施設に勤務中(勤務予定)	13	
2		保護者のいずれかが保育士資格を有し精華町外の保育施設に勤務中(勤務予定)	4	
3		保護者のいずれかが、保育士以外の資格職(保健師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、調理師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、社会福祉士等)として、精華町内の社会福祉施設に勤務中または精華町の子ども・子育て支援に関する業務に従事中(勤務予定)	9	
4		育児休業からの復帰	7	
5	保護者の心身の状況 (※2)	保護者のいずれかが次のいずれかに該当する(要介護3～5、障害支援区分4～6、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級)	5	
6		保護者のいずれかが次のいずれかに該当する(要支援1・2、要介護1・2、障害支援区分1～3、身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級)	2	
7	世帯の状況 7, 8は重複不可 9, 10は重複不可	小学校入学前児童が3人以上いる	2	
8		小学校6年生以下の児童が3人以上いる	1	
9	※重複する場合は、 点数の高い方を適用	次のいずれかに該当する世帯員(保護者及び申込児童を除く)がいる(要介護3～5、障害支援区分4～6、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級)	2	
10		次のいずれかに該当する世帯員(保護者及び申込児童を除く)がいる(要支援1・2、要介護1・2、障害支援区分1～3、身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級)	1	
11		ひとり親世帯	8	
12		生活保護世帯(就労による自立支援につながると認められる場合など)、生計中心者が失業して求職中	5	
13	申込児童の状況	申込児童が次のいずれかに該当する(身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級)	5	
14		申込児童が次のいずれかに該当する(身体障害者手帳3級～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2～3級)	2	
15		きょうだいが同時に同一の保育施設を希望している場合又はきょうだいが既に保育施設に入所しており、申込児童が同一の保育施設・事業所の利用を希望する場合	15	
16	連携施設への入所	現在、小規模保育事業所等に入所しており、当該連携施設への入所を第1希望としている	※3	
17	転園希望	現在、保育施設(町外及び認可外含む)に入所中で、就学予定の学区の保育施設に転園を希望している	1	
18	町長が特に調整を必要と認める場合	申し出等により、保留希望と判断した場合、指数を減点する場合がある。	※4	
			(B) 調整指数	

※1 育児休業からの復帰には、自営業で育児休業制度の利用が困難である等の理由で、

育児に伴って休業する保護者も含む

※2 要保育要件が「疾病・障害」の場合を除く

※3 当該事項については、最優先で調整を行う。

※4 町長が定める

基本指数と調整指数の合計点数が低い方の保護者を児童の点数として、保育施設ごとに、合計点数が高い児童から順に、利用調整を行います。

■同指数になった場合の優先順位

- 1 ひとり親世帯
- 2 基準とする保護者の基本点数の高い世帯
- 3 きょうだいが同じ保育施設に同時通所となる世帯
- 4 養育している小学校入学前児童の人数が多い世帯
- 5 保育可能な親族がいない世帯
- 6 保育士資格を有し、保育施設に勤務中(勤務予定)の世帯員がいる世帯
- 7 利用者負担額(保育料)の滞納がない世帯
- 8 当該保育施設の希望順位が高い世帯
- 9 保護者の就労時間の平均が多い世帯(ただし、保育必要量の認定事由が就労以外の場合は、指数を基として、就労の同一指数に規定される時間のうち最小の時間を平均値の算定に用いる。)

6 利用者負担額（保育料）について

精華町利用者負担額基準表（月額）

階層区分			3号認定		2号認定	
			利用者負担額 （標準時間）	利用者負担額 （短時間）	利用者負担額 （標準時間）	利用者負担額 （短時間）
			0～2歳児	0～2歳児	3～5歳児	3～5歳児
生活保護世帯	1	A	0	0	0	0
市町村民税非課税世帯 ＜～年収約260万円＞	2	B	0	0	0	0
均等割のみ課税世帯 （要保護世帯）	3	C1	7,000 （3,500）	6,800 （3,400）	0	0
所得割課税額48,600未満（C1階層を除く） ＜～年収約330万円＞（要保護世帯）		C2	9,000 （4,500）	8,800 （4,400）	0	0
48,600以上 ～ 50,800未満 （要保護世帯）	4	D1	13,000 （6,500）	12,700 （6,350）	0	0
50,800以上 ～ 61,400未満 （要保護世帯）		D2	15,800 （7,900）	15,500 （7,750）	0	0
61,400以上 ～ 71,200未満 （要保護世帯）		D3	18,600 （9,000）	18,200 （9,000）	0	0
71,200以上 ～ 78,600未満 （77,101円未満の要保護世帯）		D4ア	21,400 （9,000）	21,000 （9,000）	0	0
78,600以上 ～ 97,000未満 ＜～年収約470万円＞	5	D4イ	24,200	23,700	0	0
97,000以上 ～ 101,200未満		D5ア	26,400	25,900	0	0
101,200以上 ～ 108,600未満		D5イ	28,600	28,100	0	0
108,600以上 ～ 119,800未満		D6ア	30,800	30,200	0	0
119,800以上 ～ 131,200未満		D6イ	33,000	32,400	0	0
131,200以上 ～ 142,400未満		D7ア	35,200	34,600	0	0
142,400以上 ～ 153,600未満		D7イ	37,400	36,700	0	0
153,600以上 ～ 169,000未満 ＜～年収約640万円＞		D8ア	38,600	37,900	0	0
169,000以上 ～ 176,100未満	6	D8イ	39,400	38,700	0	0
176,100以上 ～ 187,400未満		D9ア	40,200	39,500	0	0
187,400以上 ～ 198,600未満		D9イ	41,000	40,300	0	0
198,600以上 ～ 213,600未満		D10ア	41,800	41,000	0	0
213,600以上 ～ 228,600未満		D10イ	42,600	41,800	0	0
228,600以上 ～ 236,100未満		D11ア	43,400	42,600	0	0
236,100以上 ～ 248,900未満		D11イ	44,200	43,400	0	0
248,900以上 ～ 254,500未満		D12ア	45,000	44,200	0	0
254,500以上 ～ 260,100未満	7	D12イ	45,800	45,000	0	0
260,100以上 ～ 271,400未満		D13	46,600	45,800	0	0
271,400以上 ～ 301,000未満 ＜～年収約930万円＞		D14	47,400	46,500	0	0
301,000以上 ～ 397,000未満 ＜～年収約1,130万円＞		D15	49,000	48,100	0	0
397,000以上 ～ ＜年収約1,130万円～＞	8	D16	55,000	54,000	0	0

満3歳になり支給認定区分が3号から2号に切り替わった場合その年度の利用者負担額は、切り替え前の0～2歳児を適用する。

年収の目安を＜ ＞で記載

《利用者負担額（保育料）の減免・無償化について》

ひとり親世帯や在宅障害児（者）がいる世帯、生活保護世帯等、多子世帯などで、次の（１）～（４）のいずれかに該当し、お子さんと生計を同じくしている場合に、利用者負担額（保育料）が減免又は無償となる場合があります。

- （１） 教育・保育給付認定を受けた子どもの属する世帯の市町村民税所得割の額が６１，４００円未満で次の世帯に該当する場合、第１子目は半額、第２子目以降は無償となります。

また、教育・保育給付認定を受けた子どもの属する世帯の市町村民税所得割の額が６１，４００円以上７７，１０１円未満の場合で次の世帯に該当する場合で、第１子目が０～２歳児の場合は９，０００円に減免、第２子目以降は無償となります。（国基準）（基準表の斜字の金額）

①ひとり親世帯：母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯

②在宅障害児（者）のいる世帯：次に掲げる児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号）の規定により療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

- （２） ２・３号認定において、同一世帯で０歳から小学校就学前までの範囲で、同時に２人以上の児童が幼稚園や保育所等を利用している場合は、利用児の１人目は基準額どおり、２人目は半額、３人目以降は無償となります。（国基準）

- （３） 教育・保育給付認定を受けた子どもの属する世帯の市町村民税所得割の額が５７，７００円未満の場合は、前述（２）の多子軽減における年齢の制限を撤廃し、利用児数に関係なく第２子目の利用者負担額（保育料）を半額、第３子目以降については無償となります。（国基準）

- （４） 教育・保育給付認定を受けた子どもの属する世帯の市町村民税所得割の額が、５７，７００円以上（ひとり親世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯の場合は、７７，１０１円以上）１６９，０００円未満の世帯の満１８歳未満の子ども（１８歳に達する日以降最初の３月３１日までの間を含む。）が３人以上いる世帯においては、第３子目以降の利用者負担額は無償となります。（京都府基準）

※利用者負担額（保育料）の減免・無償の対象となる場合、利用者負担額（保育料）軽減の届出書は毎年提出してください。届出に基づき世帯の状況や兄弟姉妹の有無を確認し、軽減措置を実施いたします。

《副食費の免除について》

３歳児～５歳児クラスのお子さんの副食費が次の（Ａ）～（Ｂ）のいずれかに該当し、一定の要件を満たす場合、副食費が免除となります。

- （Ａ） 教育・保育給付認定を受けた子どもの属する世帯の市町村民税所得割の額が、５７，７００円未満（ひとり親世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯の場合は、７７，１０１円未満）の世帯。（国基準）
（Ｂ） 利用者負担額基準額表（月額）３号認定（０～２歳児）に上記の条件を当てはめた結果０となる場合。

※副食費の免除対象となった際には、副食費免除通知書を保護者あてに送付します。

利用者負担額（保育料）の決定方法

利用者負担額（保育料）は、父母（ひとり親家庭は父または母）の市町村民税所得割課税額の合計により算定します。ただし、利用者負担額を決める際の市町村民税所得割課税額は、住宅取得借入金等特別控除、寄付金控除、配当控除、外国税控除前の税額となります。

利用者負担額（保育料）は、4月と9月の年2回決定します。決定後、利用者負担額決定通知書を4月中旬及び9月中旬に送付します。

令和8年4月～8月分の利用者負担額(保育料)

⇒令和7年度市町村民税所得割課税額により決定

(令和6年1月から令和6年12月の収入)

令和8年9月～令和9年3月分の利用者負担額(保育料)

⇒令和8年度市町村民税所得割課税額により決定

(令和7年1月から令和7年12月の収入)

令和8年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用者負担額 (保育料) の 算定	令和7年度の 父母（ひとり親家庭は父または母）の市町村民税額											
						令和8年度の 父母（ひとり親家庭は父または母）の市町村民税額						
												

修正申告等で税額が変更になった場合や、離婚等により算定対象者が変わり税額が変更となる場合は、届出のあった月の翌月分から利用者負担額（保育料）が変更となりますので、速やかに子育て支援課まで届出をしてください。

利用者負担額（保育料）算定のため、所得税の扶養控除の対象であっても確定申告をするなどして保護者それぞれの収入額を必ず確定させてください。

※利用者負担額（保育料）は、原則、口座振替で納入していただきます。

ご事情により口座振替ができない場合は、子育て支援課にお問い合わせください。

7 保育施設・事業の開所時間及び保育内容について（町立保育所）

（1）開所時間

平日

時間外保育	通常保育	時間外保育	延長保育
7:00～8:30	8:30～16:30	16:30～18:00	～19:00

土曜日

時間外保育	通常保育	時間外保育
7:00～8:30	8:30～12:00	12:00～16:00

※やむを得ず時間外保育及び延長保育を利用する必要がある場合は、事前に保育所に連絡し、申請をしてください。

（2）保育内容

ア 乳児保育

満6か月以降の乳児の保育を実施。

イ 障害児保育

心身の発達に障害のある児童について、精華町障害児保育審査会の審査を経て、必要に応じて通常保育時間に限り保育士を配置して保育を実施します。時間外保育や延長保育の利用は、通所される保育所の状況等により利用できない場合があります。

ウ 給食

3歳未満児：午前と午後の2回のおやつと完全給食を実施。

月齢や発育に応じた離乳食を実施。

3歳児以上：完全給食と午後のおやつを実施。

土曜日の給食：せいかだい保育所のみ実施。

エ 保育所地域交流活動事業

地域の高齢者の方々や祖父母、保育所卒園児や地域の児童とのふれあい・交流の事業を実施。



（3）1日の保育の流れ

	時間外保育 登所					降所	時間外保育		延長保育	
	7:00	8:30	9:30	10:00	12:00	15:00	16:00	16:30	18:00	19:00
(乳児)		あそび	おやつ	あそび	給食	午睡	おやつ	あそび		
(幼児)		あそび	活動		給食	午睡	おやつ	あそび		

※せいかだい保育所のみ、3歳未満児の18:00以降の延長保育時におやつ有

（4）職員配置

概ね次のとおりとなっています（今後、国の政策等で変更する可能性があります。）

0歳児 3人に保育士1人 1歳児 5人に保育士1人 2歳児 6人に保育士1人

3歳児15人に保育士1人 4歳児25人に保育士1人 5歳児25人に保育士1人

（5）健康管理

保育所嘱託医による健康診断を入所後（年2回）実施。※入所前にも健康診断を実施。

保育所嘱託歯科医による歯科検診（年2回）及び“歯のつどい”を実施。

年1回以上の尿検査を実施。（職員は、年1回の定期健康診断と定期的に検便を実施）

(6) こころとからだの発達サポート事業

保育所でお友達とうまく遊べない、落ち着きがない、こだわりが強い等の理由で集団生活になじみにくい子どもについて、発達支援の専門職員が、保育士と保護者の相談に応じ、子どもへの関わり方等助言を行う事業で、4歳児クラスを対象に実施します。

(7) 災害共済給付制度

保育所の児童が、安心して保育所生活を過ごせるよう不慮の事故にも備えて独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しています。この制度には、保護者の同意を得て入所児童全員が毎年度加入しており、途中入所の場合は、入所時から加入することとしています。

保育所でのけがは、京都子育て支援医療費受給者証（1医療機関月200円）や福祉医療受給者証（母子・父子・障害）を使用することはできませんのでご注意ください。医療費の2割を保護者が負担し、後日保育所に災害共済給付金の請求をしてください。（給付金は医療費の4割の額となります）

*掛金（保護者負担額）：児童1人につき年間240円（令和7年度時点）

(8) 入所日

ア 4月一斉保育所入所

入所日：毎年4月1日（土日の場合は翌日）

入所式、進級式：毎年4月5日（土日の場合は前後します）

イ 年度途中の入所

入所日：毎月1日（土日の場合は翌日）

※入所初日から通常保育（1日保育）になると、お子様にとって心身ともに大きな負担になりますので、入所後1週間程度は短時間のみの保育となります。（ならし保育）

※保育所の休所日は、年末年始（12月29日～翌年1月3日）、日曜日、祝日、その他町長が特に必要と認めた日です。

※気象警報が精華町及び精華町を含む山城南部地域に発令された場合、登所を見合わせていただくか、途中降所していただくことがありますので予めご了承ください。



8 こんなときは必ず申請してください

転職・退職、勤務時間変更、育児休業取得、その他生活の状況に変更があった場合は、次の表に記載している書類を提出し、教育・保育給付認定の変更等の申請・届出を行ってください。

月の途中で教育・保育給付認定区分や保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の変更があった場合、新しい保育の事由、保育必要量の適用は、原則翌月 1 日からとなりますので、申請月においては、変更前の保育の事由、保育必要量、利用者負担額（保育料）が適用されます。

主な変更内容等	提出書類
精華町内で転居した	教育・保育給付認定申請内容変更届
世帯構成に変化があった (離婚・結婚・同居家族の増減等)	
連絡先が変更となった	
仕事をやめた（求職活動中）	・教育・保育給付認定（変更）申請書 ・誓約書（就労用）及び求職活動を行っている旨の証明書
産前産後休業（産前産後各 8 週間）を取得する	・教育・保育給付認定（変更）申請書 ・母子健康手帳（写）若しくは出産証明書
育児休業を取得し、既に保育施設・事業を利用している児童の利用を継続したい	・教育・保育給付認定（変更）申請書 ・就労証明書 ・継続入所願
育児休業が終了し、仕事に復帰する	・教育・保育給付認定（変更）申請書 ・就労証明書
勤務時間に変更となった (保育標準時間・保育短時間の利用を変更したい)	・教育・保育給付認定（変更）申請書 ・就労証明書
保育施設・事業所を退所したい	保育所退所届
転園したい	保育所変更申請書 ※年度末まで給付認定有効期間においては毎月随時調整を行います。 ※転園を希望しなくなった場合は速やかに申し出てください。 ※調整の結果、転園できることになった場合、辞退しても利用中の保育所には戻る事はできません。 ※小規模保育事業から転園を希望する場合は、保育所変更申請書の提出に加え、保育所申込書等の手続きが必要です。 ※妊娠・出産、育児休業中は転園できません。

9 保育施設・事業の利用に関するQ&A

Q 1 毎月の利用者負担額（保育料）以外に費用は必要ですか？

A 1 利用者負担額（保育料）には、諸費（食材料費〈3～5歳児〉、体操服代、絵本代、園外活動費等）が含まれていませんのでこれらの費用が別途必要となり、保育所へ直接お支払いただきます。諸費は保育所によって異なります。

Q 2 保護者が仕事を辞めて収入が減りましたが、利用者負担額（保育料）は変わりますか？

A 2 決定された利用者負担額（保育料）のままで変わりません。ただし、利用者負担額（保育料）の算定時（毎年4月と9月）に、教育・保育給付認定を受けた子どもの属する世帯の市町村民税所得割課税額の区分が前回の決定時から変動している場合等は利用者負担額（保育料）が変更となる場合があります。

Q 3 離婚しましたが、利用者負担額（保育料）は変わりますか？

A 3 利用者負担額（保育料）は、両親の課税状況により利用者負担額（保育料）を決定していましたが、母親（父親）のみの世帯になった場合は再度算定します。子育て支援課に届出後、離婚の事実を確認した月の翌月から変更いたします。ただし、世帯の課税状況によっては同額となることもあります。

離婚した場合は、「教育・保育給付認定申請内容変更届」を必ず子育て支援課または保育所に提出してください。

Q 4 確定申告（修正申告等）で税額が変更になりました。利用者負担額（保育料）は変わりますか？

A 4 利用者負担額（保育料）は、申告後の税額で利用者負担額（保育料）を再度算定します。税額が変更になったことが確認できる書類を子育て支援課に届け出た翌月分から変更します。なお、世帯の課税状況によっては同額となることもあります。子育て支援課に速やかに届け出てください。

Q 5 保育を必要とする事由に応じた就労証明書等の書類の提出は、年に何回か必要ですか？

A 5 保育を必要とする事由に応じた就労証明書等の書類の提出は、年2回（7月頃と11月頃）提出が必要です。

ほうその保育所

だいすきがいっぱい



周りを田畑に囲まれ、駅にも近く、生活拠点として息づく伝統ある保育所です。

一人ひとりの気持ちや思いに寄り添い、毎日を楽しく過ごせるように子ども達の体験や遊びを大切にしています。

所在地 〒619-0241

精華町大字祝園小字一ノ間3番地1

電話 94-3530

FAX 94-3812

沿革	昭和46年5月	開所
	昭和63年2月	大規模修理
	平成3年	ホール・5歳児保育室改修
	平成4年4月	0歳児保育開始
	平成8年3月	園庭拡張
	平成8年7月	1保育室増築
	平成11年5月	全児完全給食実施
	平成12年4月	子育て支援事業園庭開放開始
	平成14年4月	午前7時～午後7時 早朝・延長保育実施
	平成14年7月	全保育室空調設備完備
	平成14年12月	1保育室増築
	平成23年8月	新築移転・開所
	平成25年4月	マイ保育所サポート事業開始（一時預かり除く）
	面積	敷地面積 5,627.00㎡ 建物面積 1,657.53㎡
	構造	鉄筋コンクリート造二階建
	設置者	精華町
	運営	精華町

クラス構成

年齢別保育を主軸にしながら、保育のなかで異年齢児の交流に取り組んでいます。

- | | | | |
|-----|-------------|-----|-------------|
| 4月 | ・ 入園式 | 11月 | ・ もちつき |
| 5月 | ・ 子どもの日のつどい | | ・ ありがとうの日 |
| | ・ 園外保育 | | ・ 保育参観(乳児) |
| | ・ 保育参観 | 12月 | ・ 発表会 |
| 6月 | ・ 歯のつどい | | ・ クリスマス会 |
| | ・ 高齢者とのふれあい | | ・ 卒園児とのふれあい |
| 7月 | ・ 七夕のつどい | 2月 | ・ 節分 |
| | ・ プール開き | | ・ 保育参観(幼児) |
| | ・ 卒園児とのふれあい | 3月 | ・ ひなまつり会 |
| 9月 | ・ 祖父母のつどい | | ・ お別れ会 |
| 10月 | ・ 運動会 | | ・ 卒園式 |
| | ・ 園外保育 | | |
| | ・ いもほり(5歳児) | | |

◎毎月、誕生会・身体測定・避難訓練・防犯訓練等を実施しています。

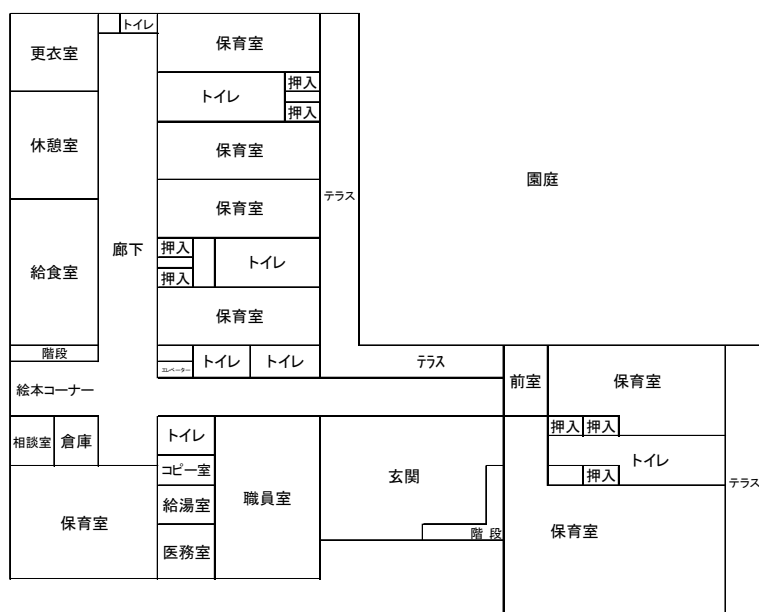
◎幼年消防勉強会を実施しています。

◎“食”についてのつどいを実施しています。

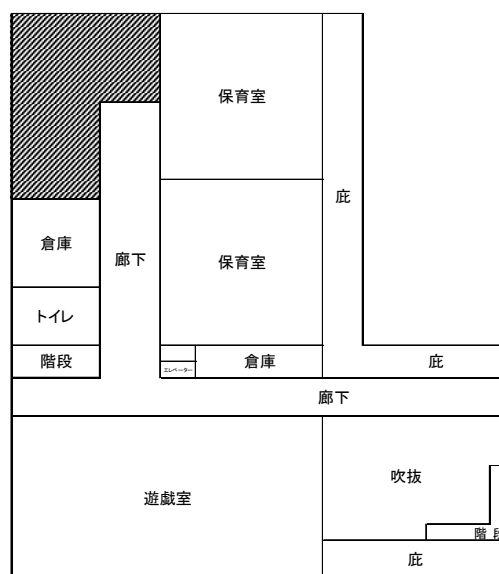
◎年間を通してリズム遊び、体育あそびを実施しています。

◎個人懇談や育児相談等を実施しています。

配置図



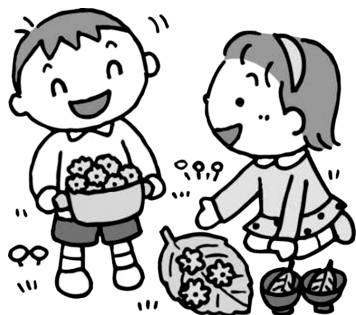
1階



2階

こまだ保育所

あそびの宝島



花と緑に囲まれた自然豊かな保育所です。

充実した絵本図書、工夫された保育室等、子ども達の探求心を満たしてくれるものがいっぱいです。

子育て支援センターも併設し、子育て支援の拠点として、地域に根ざした保育所を目指します。

所在地

〒619-0245

精華町大字下狛小字浄楽76、77、78番地

電話 94-3400

FAX 94-3780

沿革

昭和50年4月

開所

昭和56年

2保育室増築、園庭拡張

昭和63年2月

大規模修理工事

平成2年4月

0歳児保育開始

平成11年5月

全児完全給食実施

平成12年4月

子育て支援事業園庭開放開始

平成14年4月

午前7時～午後7時

早朝・延長保育実施

平成14年2月～

保育所建替工事

平成15年2月

新園舎完成

平成17年7月

子育て支援センター開設

平成25年4月

マイ保育所サポート事業開始（一時預かり除く）

面積

敷地面積

3,806.68㎡

建物面積

1,512.59㎡

構造

鉄骨造二階建

設置者

精華町

運営

精華町

クラス構成

年齢別保育を主軸にしながら、保育のなかで異年齢児の交流に取り組んでいます。

年間行事

- | | | | |
|-----|---------------|-----------------|----------|
| 4月 | ・入園式 | 11月 | ・ありがとうの日 |
| 5月 | ・子どもの日のつどい | ・もちつき | |
| | ・園外保育 | 12月 | ・発表会 |
| | ・保育参観 | ・クリスマス会 | |
| 6月 | ・歯のつどい | 1月 | ・ふれあい人形劇 |
| 7月 | ・七夕のつどい | ・高齢者とのふれあい(5歳児) | |
| | ・プール開き | 2月 | ・節分 |
| 9月 | ・祖父母のつどい | ・保育参観 | |
| | ・秋まつり(保護者会主催) | ・絵画展 | |
| 10月 | ・運動会 | 3月 | ・ひなまつり会 |
| | ・いもほり(5歳児) | ・お別れ会 | |
| | ・園外保育 | ・卒園式 | |

◎毎月、誕生会・身体測定・避難訓練・防犯訓練等を実施しています。

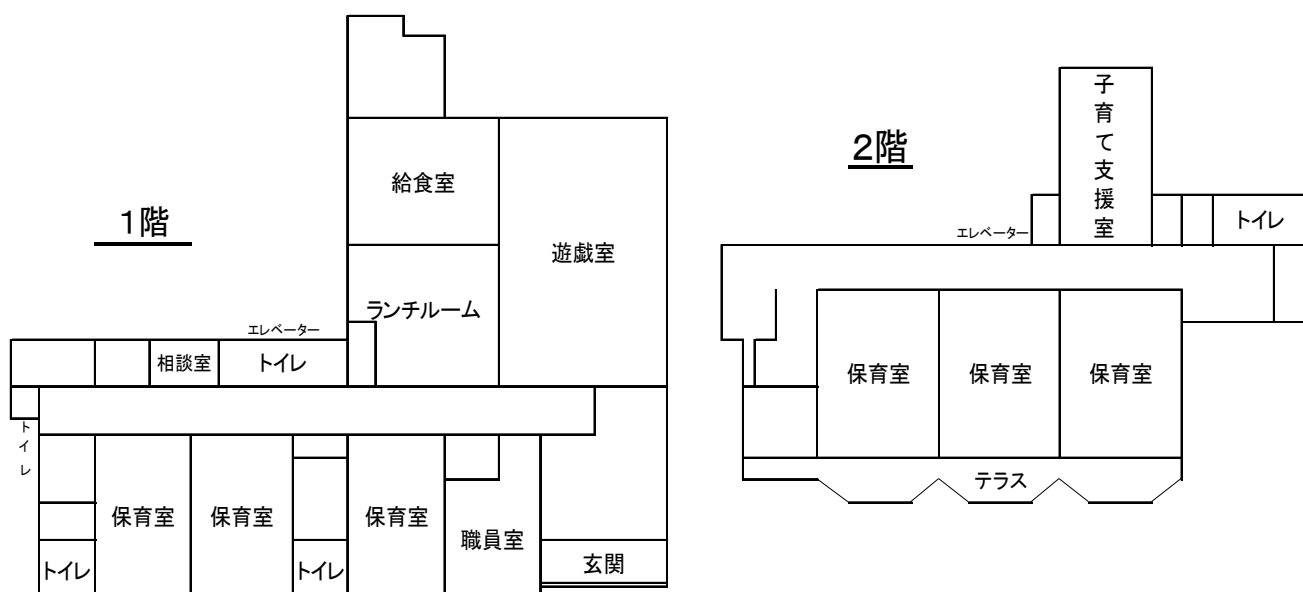
◎幼年消防勉強会を実施しています。

◎“食”についてのつどいを実施しています。

◎年間を通してリズム遊び、体育あそびを実施しています。

◎懇談会や育児相談等を実施しています。

配置図



いけたに保育所

未来に輝く子



高台に建つ静かで、落ち着いた環境が整った保育所です。

家庭的な雰囲気を大切にして子どもたちが喜んで通える保育所、また働きながら安心して預けられる保育所、地域の人達に気軽に楽しく利用していただく保育所を目指しています。

所在地

〒619-0232

精華町桜が丘三丁目2番地2

電話 72-3530

FAX 72-3744

沿革

平成3年6月

開所

平成4年4月

0歳児保育開始

平成11年5月

全児完全給食開始

平成12年4月

子育て支援事業園庭開放開始

平成13年4月

異年齢児保育から

年齢別保育に移行

平成14年4月

午前7時～午後7時

早朝・延長保育実施

平成14年7月

全保育室空調設備完備

平成18年4月

子育てサポートセンター開設

平成23年7月

マイ保育所サポート事業開始

面積

敷地面積

4,100.00㎡

建物面積

906.16㎡

構造

鉄筋コンクリート造平屋建

設置者

精華町

運営

精華町

クラス構成

年齢別保育を主軸にしながら、保育のなかで異年齢児の交流に取り組んでいます。

年間行事

- | | |
|--------------|-----------|
| 4月・入園式 | 11月・もちつき |
| 5月・子どもの日のつどい | ・ありがとうの日 |
| ・園外保育 | 12月・発表会 |
| ・保育参観 | ・人形劇鑑賞 |
| 6月・歯のつどい | ・クリスマス会 |
| 7月・七夕のつどい | 2月・節分のつどい |
| ・プール開き | ・保育参観 |
| ・卒園児とのふれあい | ・高齢者とのつどい |
| 9月・祖父母のつどい | 3月・ひなまつり会 |
| 10月・運動会 | ・お別れ会 |
| ・園外保育 | ・卒園式 |
| ・いもほり（5歳児） | |

◎毎月、誕生会・身体測定・避難訓練・防犯訓練等を実施しています。

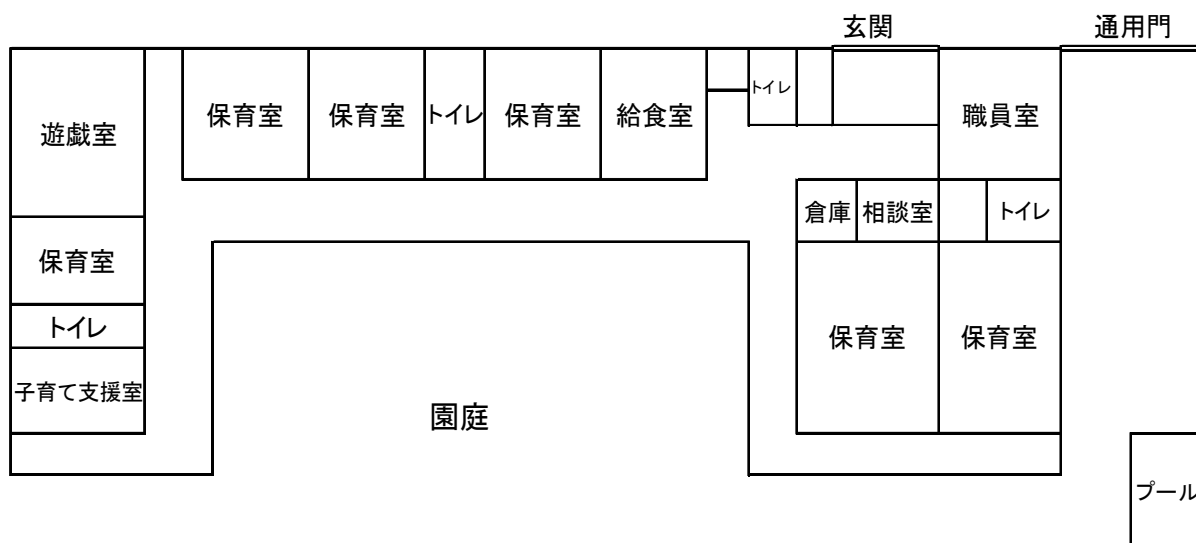
◎幼年消防勉強会を実施しています。

◎“食”についてのつどいを実施しています。

◎年間を通してリズム遊び・体育遊びを実施しています。

◎懇談会や育児相談等を実施しています。

配置図



ひかりだい保育所



おひさまのように、ひかり
輝く子(個)を育てる
～個性豊かに～

公設民営の保育所として、自然豊かな地で21世紀を担う子どもたちの育ちを一人ひとりの「自分らしさ」を大切に、丁寧にサポートしています。

豊かな人間性を持つ子どもを育てるため、安全・安心な環境づくりに力を注ぎ、また家庭との連携を深くもち地域に根ざした保育所を目指しています。

所在地 〒619-0237
精華町光台四丁目50番地3
電話 95-3651
FAX 95-3652

沿革 平成12年4月 開所
平成14年7月 全保育室空調設備完備
平成17年7月 子育てサポートセンター開設
平成23年7月 マイ保育所サポート事業開始

面積 敷地面積 2,341.84㎡
建物面積 1,514.64㎡

構造 鉄筋コンクリート造二階建

設置者 精華町

運営 社会福祉法人 千祥福祉会

クラス構成

年齢別保育を主軸にしながら、保育のなかで異年齢児の交流に取り組んでいます。

年間行事

- | | | | |
|-----|---------------------|-----|-----------------------|
| 4月 | ・ 入園式 | 11月 | ・ ありがとうの日 ・ 乳児保育参観 |
| 5月 | ・ 子どもの日のつどい | | ・ 4丁目ふれあいサロンとの交流（5歳児） |
| | ・ 園外保育（4・5歳児） | 12月 | ・ おもちつき ・ クリスマス会 |
| | ・ 春の運動会（地域の老人会と） | | ・ 12月生活発表会（3・4・5歳児） |
| | ・ 卒園児とのふれあい会 | 1月 | ・ こままわし大会（地域の老人会と） |
| 6月 | ・ 保育参観 ・ 歯のつどい | 2月 | ・ 節分のつどい |
| 7月 | ・ 七夕のつどい ・ プール開き | | ・ 2月生活発表会（3・4・5歳児） |
| | ・ サマーわくわくイベント | 3月 | ・ ひなまつり会 ・ お別れ会 |
| | ・ 人形劇鑑賞 | | ・ お別れ会クッキング（5歳児） |
| 9月 | ・ 敬老の日のつどい | | ・ 卒園式 |
| | ・ 花笑み（高齢者施設）訪問（5歳児） | | |
| 10月 | ・ 運動会 ・ 園外保育（4・5歳児） | | |
| | ・ いもほり遠足（3歳児） | | |

◎毎月、誕生会・身体測定・避難訓練等を実施しています。

◎1・2歳児運動遊び、3歳児から体操教室、4・5歳児英語教室、5歳児和太鼓教室、5歳児わくわくタイム（文字・数あそび）、5歳児かがくタイム（かがく遊び）を専任講師を招き実施しています。

◎食についてのつどい、交通安全のつどい、防犯訓練、幼年消防勉強会を実施しています。

◎5歳児が中心となり、野菜づくりをし、収穫した野菜を使ってクッキングを行い、食育活動をしています。

◎懇談会や育児相談等を実施しています。

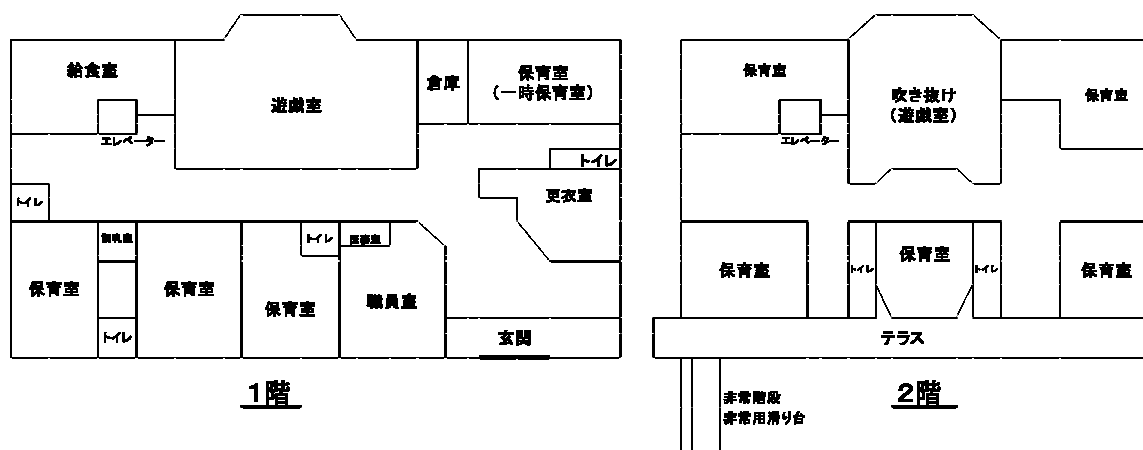
◎年間を通じて楽しい雰囲気の中で、身体を動かす運動あそびを実施しています。

◎乳児クラス（1・2歳児）に年間4回、専任講師を招き、楽しく身体を動かして遊ぶ、運動遊びを実施しています。

◎乳児保育は担当制を取り入れています。

◎年間を通じて、異年齢活動を実施しています。

配置図



せいかだい保育所



一人ひとりの自立支援
一人ひとりの自律支援
共育ち支援

保護者の多様化したニーズに対応する新たな保育サービスに加え、地域の子育て支援の役割を担う保育所です。

就労と子育ての両立の支援に努め、子育ての喜びを共有できる保育所を目指します。

所在地

〒619-0238

精華町精華台二丁目11番地1

電話 98-3866

FAX 98-3855

沿革

平成17年4月

開所

平成17年7月

子育てサポートセンター開設

平成23年7月

マイ保育所サポート事業開始

平成25年5月

家庭的保育事業開始

平成27年5月

家庭的保育事業を小規模保育事業に変更

面積

敷地面積

3,009.20㎡

建物面積

1,640.13㎡

構造

鉄骨造二階建

設置者

精華町

運営

社会福祉法人 京都長尾会

クラス構成

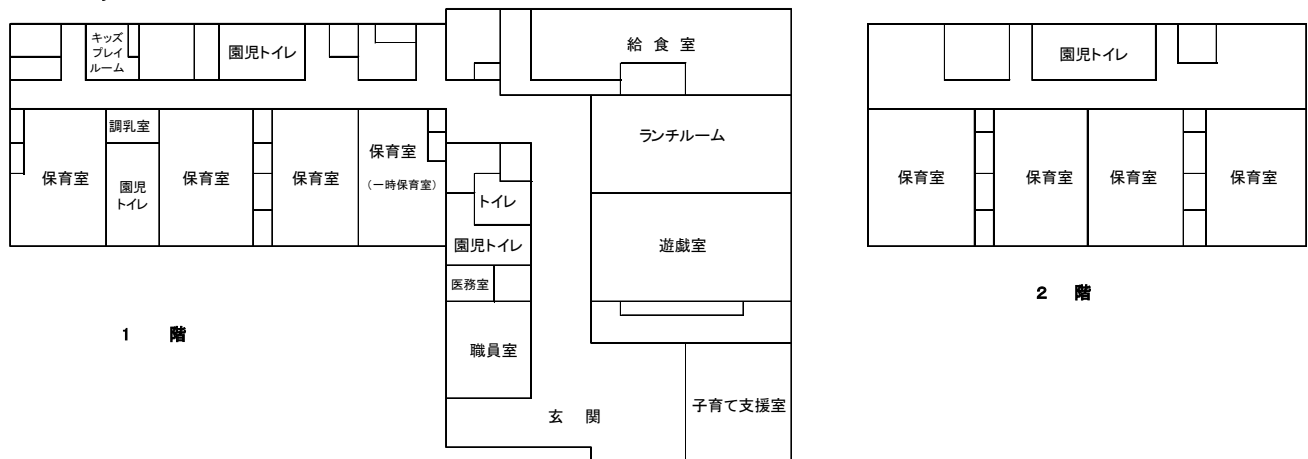
年齢別保育を主軸にしながら、保育のなかで異年齢児の交流に取り組んでいます。

年間行事

- | | | | |
|-----|-------------------|-----|------------------|
| 4月 | ・入園式 | 11月 | ・おもちゃつぎ大会 |
| | ・保育参観(年齢によりウェブ参観) | | ・0歳児・1歳児保育参観 |
| | ・防犯のつどい | | ・ありがとうの日 |
| 5月 | ・子どもの日のつどい | 12月 | ・生活発表/ふれあい発表会 |
| | ・園外保育 | | ・クリスマス会 |
| | ・給食試食会 | 1月 | ・新年のつどい |
| | ・食育のつどい | | ・こままわし大会 |
| 6月 | ・歯のつどい | | ・保育参観(製作展) |
| | ・エコのつどい | 2月 | ・節分のつどい |
| | ・夏の思い出ワクワクデー(5歳児) | | ・人形劇鑑賞 |
| 7月 | ・プール開き | | ・味噌作り(4歳児) |
| | ・七夕のつどい | | ・鍵盤ハーモニカ発表会(5歳児) |
| | ・食育のつどい | 3月 | ・ひなまつり会 |
| 9月 | ・敬老の日のつどい | | ・お別れ会 |
| | ・お月見会(5歳児)(祖父母) | | ・卒園式 |
| 10月 | ・運動会 | | |
| | ・いもほり遠足 | | |
| | ・食育のつどい | | |

- ◎毎月、お誕生会・身体測定・避難訓練等を実施しています。
- ◎防犯訓練、幼年消防勉強会を実施しています。
- ◎栄養士や保育士による「食」についてのつどいを実施しています。
- ◎3歳児以上、専任講師による英語あそび、体育あそびを実施しています。
- ◎3歳児以上、週3日異年齢活動を実施しています。
- ◎月1回、3歳児以上児が、シニアボランティアさんと交流しています。
- ◎子育て相談・個人懇談等を実施しています
- ◎講師を招いて年10回リトミックを実施しています。
- ◎5歳児が中心に野菜作りをしています。

配置図



小規模保育事業

満6か月～2歳児の児童を対象に少人数でアットホームな保育を行う小規模保育事業を実施しています。社会福祉法人京都長尾会が運営し、せいかだい保育所と連携しています。



①チャイルド・ルーム・ヒナ（せいかだい保育所北側）

定 員：9名

対象児：0歳児（満6か月）～1歳児

開所時間：

平日

時間外保育	通常保育	時間外保育	延長保育
7：00～8：30	8：30～16：30	16：30～18：00	～19：30

土曜日（土曜日の保育はせいかだい保育所で合同保育になります）

時間外保育	通常保育	時間外保育
7：00～8：30	8：30～12：00	12：00～16：00

就労時間によって保育時間（保育必要量）を認定します。（1頁参照）

平日の19時以降及び土曜日の延長保育は実費負担となります。

《お問い合わせ先：チャイルド・ルーム・ヒナ 0774-95-0180》

②すもも園（祝園西一丁目、精華町消防本部南側）

定 員：19名

対象児：0歳児（満6か月）～2歳児

開所時間：

平日

時間外保育	通常保育	時間外保育	延長保育
7：30～8：30	8：30～16：30	16：30～18：00	～19：30

土曜日（土曜日の保育はせいかだい保育所で合同保育になります）

時間外保育	通常保育	時間外保育
7：30～8：30	8：30～12：00	12：00～16：00

就労時間によって保育時間（保育必要量）を認定します。（1頁参照）

平日の19時以降の延長保育は実費負担となります。

- ・利用申込に必要な要件や申込方法は、保育所の申込と同じです。
- ・保育時間や利用者負担金（保育料）の決定方法についても、保育所と同じです。
- ・利用者負担額（保育料）は、保護者が直接実施施設に支払うことになります。
- ・せいかだい保育所の行事で参加できるものについては、合同で行います。

《お問い合わせ先：すもも園 0774-66-6212》

認定こども園



学校法人山城精華学園 認定こども園 光が丘幼稚園（精華町山田金堀 9）

学校法人山城精華学園 認定こども園 光が丘幼稚園では、1歳～5歳児の子どもを対象に保育を行います。

定 員：1・2・3・4・5歳児 → 各10名（令和8年度は2歳児10名のみ募集します）

対象児：1歳児～5歳児

開園時間：

平日

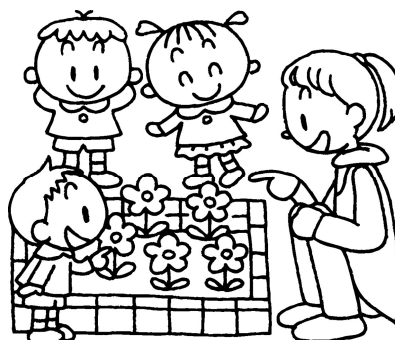
時間外保育	通常保育	時間外保育
7：30～8：30	8：30～16：30	16：30～18：30

※令和8年度は土曜日の保育を行っておりません。

・就労時間によって保育時間（保育必要量）を認定します。

《お問い合わせ》

学校法人山城精華学園 認定こども園 光が丘幼稚園 0774-72-1922



1 1 各種事業・子育て支援

サポ-ト事業

サポート事業は、令和7年11月時点の情報のため利用される際はご確認ください。

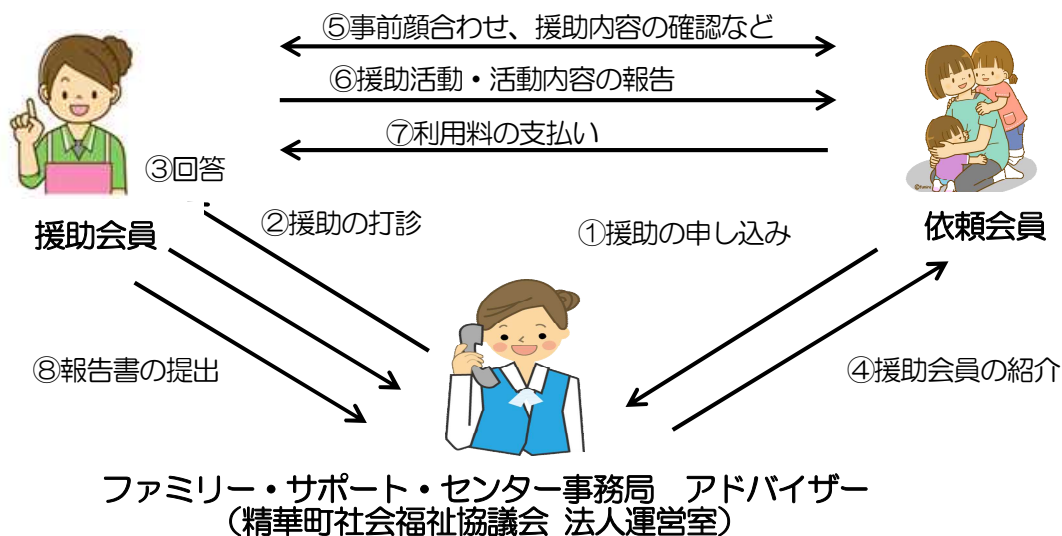
各種団体が実施しているサポート事業を紹介します。

①精華町ファミリー・サポート・センター事業

お仕事等で保育施設等への送迎ができない時や買い物等の外出でお子さんを預かってほしい時、その他困った時に児童をお預かりする事業です。

利 用 者 (依頼会員)	町内に在住又は在勤でおおむね生後3か月から小学校6年生までのお子さんをお持ちの方
利用方法	利用される場合は事前に会員登録が必要です。登録にあたっては、申請書をファミリー・サポート・センターに提出し会員証の交付を受けてください。(入会無料)
利用時間 利 用 料	平日(月～金) 午前7時～午後8時 1時間700円 土・日・祝日 午前7時～午後8時 1時間800円 ※年末年始(12月29日～1月3日)の利用はありません。
保 険	活動中の事故に備えて保険に加入しています。
そ の 他	援助会員も随時募集しています。詳細はお問い合わせください。

<ファミリー・サポート・センターのしくみ>



●入会申込み

写真(縦3cm×横2.5cm、親2枚、子どもひとり1枚)、印鑑、本人であることを証明できるもの(運転免許証、パスポート、健康保険証等)を入会申請時にお持ちください。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人 精華町社会福祉協議会 法人運営室

所 在 地 精華町大字南稲八妻小字砂留2番地1

「地域福祉センターかしのき苑」内

電話番号 0774-94-4573

FAX 0774-93-2278

受付時間 月～金曜日/午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日除く)

②精華町社会福祉協議会 『ふれあいサポート事業』

日常生活を送る上で、何らかの援助を必要とする方に対し、地域の協力者が外出時の付き添い、産前産後の家事手伝いなど、家事援助のサービスを提供する会員制の福祉サービス事業です。

利 用 者	町内在住の方
利用方法	会員登録が必要（初回利用時500円/年間）です。 利用申込は、原則として1週間前までに、電話または精華町社会福祉協議会地域福祉課窓口までお申し込みください
利 用 料	30分あたり350円(生活保護世帯については30分あたり200円) (利用にあたり、事前にチケットをご購入のうえご利用ください。
活動時間	月～金曜日の午前9時～午後5時（祝日除く）
保 険	活動中の事故に備えて、保険に加入しています。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人 精華町社会福祉協議会 法人運営室

所 在 地 精華町大字南稲八妻小字砂留22番地1
「地域福祉センターかしのき苑」 内

電話番号 0774-94-4573 FAX 0774-93-2278

受付時間 月～金曜日/午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日除く）

③精華町シルバー人材センター『子育て支援 委託事業』

概ね60歳以上の方が会員としてシルバー人材センターに加入し、お困りの方々の暮らしのお手伝いをします。子どもの保育所等への送迎、産前産後の家事援助、短時間の乳幼児の見守り等のお手伝いもします。

利 用 者	町内在住の方
利用方法	事前にご依頼ください。依頼後に必要に応じて面談等があります。
利 用 料	内容により料金決定 (例) お迎え及び保育の場合：最初の1時間以内1,320円～ その後30分ごとに660円～/30分
そ の 他	子ども会行事、自治会行事、子育てに伴うイベント等を企画し実施することもできます。

【お問い合わせ先】

公益社団法人 精華町シルバー人材センター

所 在 地 精華町大字北稲八間小字井手ノ元27番地1

電話番号 0774-98-0510 FAX 0774-98-0670

受付時間 月～金曜日/午前9時～午後5時（土・日・祝日除く）

④精華町病児・病後児保育事業

子育てと就労の両立を支援するために、保育所及び放課後児童クラブ等に通所している児童等が、病氣中または病氣の回復期にある場合で、かつ集団保育や家庭での保育が困難な場合において、当該児童を一時的に預かる「病児・病後児保育事業」をたけうちファミリークリニックに委託して実施しています。

- A. 利 用 者 本町に居住または本町内に保護者が勤務し、併設クリニックの医師により病児・病後児保育室の利用が可能であると判断を得られた児童（生後6カ月から小学校6年生までの児童）で、次のいずれかに該当する児童。
- ・病氣中もしくは病氣の回復期であり、集団保育が困難な児童
 - ・保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭、その他の社会的にやむを得ない事由により家庭において保育が困難な児童

- B. 利 用 方 法 利用される場合は右の二次元コードから予約をしてください。



- C. 利 用 時 間 月～金曜日の午前9時～午後5時30分

[詳細はこちら](#)

- D. 実 施 施 設 病児・病後児保育室 キッズケア Hanane（たけうちファミリークリニック併設）
- 所在地 精華町狛田2丁目8-2
- T E L 080-3723-8746

- E. 利 用 料 無料

【お問い合わせ先】精華町 健康福祉環境部 子育て支援課

病児保育事業

児童がけがや病氣中である場合で、かつ集団保育や家庭での保育が困難な場合において、当該児童を一時的に預かる「病児保育事業」を医療法人社団石鎚会やすらぎ保育園で実施しています。

対象児童	生後6カ月～小学6年生までの病氣中または病氣回復中の①または②の児童（医師の診察で病児保育の利用が可能と判断された児童） ①病氣中や回復期で保育園等に通えない児童 ②病氣中や回復期に保護者の都合により家庭での保育ができない児童 ※居住地の制限はありません。どちらの市町村にお住まいでもご利用いただけます。
予約・利用方法	①利用希望の方は、まず、やすらぎ保育園にお電話ください。 ご予約をお取りします。TEL 0774-65-3939 ②ご予約ができた方は医療機関を指定の時間内に受診してください。

	利用日前日	利用日当日
予約（やすらぎ保育園）	午前9時～午後5時30分	午前8時～午前9時
診察受付（同志社山手病院）	—	午前8時30分～午前9時

※京都田辺中央病院以外のかかりつけ医を受診される場合は、各医療機関にお問い合わせください。

利用時間	月・火・水・木・金・・・午前8時30分～午後5時 土・日・祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日）・警報発令時を除く
実施施設	やすらぎ保育園 病児保育室 所在地 京田辺市同志社山手二丁目3-65
利用料	病児保育代 2,000円 昼食・おやつ代 250円

【お問い合わせ先】

医療法人社団 石鎚会 やすらぎ保育園

電話番号 0774-65-3939 FAX 0774-66-7355

⑤精華町子育て短期支援事業 対象者：町内に住所を有する小学校6年生までの児童

●短期入所生活援助(ショートステイ)事業

子育て中のご家庭で、保護者の方が入院や出張、育児の疲れなどの理由で、一時的に家庭で子どもがみられなくなったとき、児童をお預かりする事業です。

利用期間：原則7日以内（1泊から6泊7日まで）

※日帰り利用や短時間（4時間未満）利用も可能

利用料金：1人につき1日 0円から5,400円(世帯の課税状況による)

1人につき1泊2日 0円から10,800円（世帯の課税状況による）

短時間で利用する場合、食事代は別途必要で、延長した場合は別料金。

利用料は、直接施設へお支払いください。

●夜間養護(トワイライトステイ)等事業

子育て中のご家庭で、保護者の方が仕事などの理由で平日の夜間や休日に不在となり家庭で子どもがみられなくなったとき、児童をお預かりする事業です。

利用期間：原則6か月以内、1日4時間程度で午後10時までの利用を基本とする

利用時間：午後5時～午後10時

午前9時～午後5時の間で4時間程度（学校の休みの期間）

利用料金：1人につき1回 0円から1,350円(世帯の課税状況による)

食事代別途必要、延長した場合は別料金

利用料は、直接施設へお支払いください。

1. 利用方法 利用申請を1週間前までに子育て支援課に提出

☎：0774-95-1917（直通）

- ・施設の利用状況等により一時的に利用できないことがあります。
- ・利用時の持ち物は、利用案内時にお渡しする「持ち物リスト」をご確認ください。
- ・利用時の送迎は、保護者が責任を持って行ってください。

2. 実施施設 京都大和の家（児童養護施設・乳児院）

所在地 精華町大字南稲八妻小字笛竹37番地

電話番号 0774-98-3840 FAX 0774-98-3841

【お問い合わせ先】 精華町役場 健康福祉環境部 子育て支援課

子 育 て 支 援

詳しくは、毎年4月発行のせいか子育て情報誌「^{すくすく}SukuSuku」をご覧ください。
情報誌は精華町のホームページにも掲載しています。

《子育て支援センター》 こまだ保育所内に設置

育児相談や子育てサークルの支援、各種子育て支援事業の実施など子育て家庭に対する育児支援をします。

《園庭開放》

保育所の園庭を開放し、在宅の子育て中の親子の交流や相談を行い、子育て支援します。

名 称	保 育 所 名	園 庭 開 放 日
げんきっこひろば	ほうその保 育 所 こ ま だ保 育 所 いけたに保 育 所	毎週水曜日 10:00～11:30 (4月の第1週・第2週、8月と3月の第3週・第4週は除く)
きらきらひろば	ひかりだい保育所	毎週水曜日 10:00～11:00 (4月除く)
チャイルドひろば	せいかだい保育所	毎週木曜日 10:30～11:30 (予約制)

保育所行事等により開催していない時もあります

《一時預かり事業》

家庭で養育されている児童で保護者の都合により保育できない場合、保育所で一時的に保育を行います。利用を希望される方は、事前に実施保育所へお問い合わせください。

